

## 重要なお知らせ（会計経理監視ポスト）

平成 22 年 4 月 13 日

### 「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」の実施に伴う問題情報の募集

**問題情報の募集は終了しました。ご協力ありがとうございました。**

総務省においては、「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」を行うに当たり、広く情報提供をお願いしております。

#### 1 お寄せいただきたい情報

国の行政機関において、不適正な会計経理が行われていると思われるもの。不適正な会計経理の態様については、資料を御覧ください。

#### 2 情報の提供期限

平成 22 年 5 月 31 日（月）午後 6 時まで

#### 3 情報の提供方法

電子メール、郵送によりお寄せください。情報をお寄せいただいた方の個人情報、第三者に漏れないよう厳重に取り扱います。

なお、情報につきましては日本語での記入をお願いします。

（担当）

総務省行政評価局 法務・外務・文部科学担当室

(資料)

○ 主な不適正な会計経理の態様

区 分	説 明
預け金	事実と異なる内容の関係書類を作成するなどして、契約した物品が納入されていないのに納入したことにして、業者に代金を支払い、以後の物品購入の代金等として業者に管理させるなどしていたもの
一括払い	正規の会計処理を行わないまま、随時、業者に物品を納入させた上、後日、納入された物品とは異なる物品の請求書等を提出させ、これらの物品が納入されたこととして事実と異なる内容の関係書類を作成し、購入代金を一括して支払っていたもの
差し替え	業者に事実と異なる請求書等を提出させ、契約した物品とは異なる別の物品に差し替えて納入させていたもの
翌年度納入	契約した物品が年度内に納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載するなどして経費を支出していたもの
先払い	契約した物品が納入される前にこれらが納入されたこととし、関係書類に事実と異なる検収日を記載し、経費を支出していたもの
前年度納入	前年度に納品させた物品を当該年度に納品させたこととし、関係書類に虚偽の検収日を記載するなどして経費を支出していたもの
契約前納入	契約手続を行わないまま物品を納入させていたのに、関係書類に実際の納品日より後の日付を検収日として記載するなどして、物品が契約締結後に納入されたこととして経費を支出していたもの